

！注意！

●幼・保育園、学校でケガや病気をしたら

学校の管理下において負傷または疾病に係る、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、**福祉医療の対象となりません**のでご注意ください。

園や学校でケガや病気をしたら

- 病院に学校管理下での負傷または疾病であることを伝える
- 窓口で福祉医療は使用しないことを伝え、自己負担額をお支払いください



この時支払った医療費については、園や学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。

※高校も対象です。

＜給付対象となる医療費＞

初診から治ゆまでの医療費総額（医療費の10割）が、5,000円以上のもので



窓口で支払う医療費の自己負担額が

3割負担の場合 → 1,500円を超えた額

2割負担の場合 → 1,000円を超えた額

もし、病院で福祉医療を使用した場合は、後日自己負担額を町に戻していただくこととなりますのでご注意ください。※高校の場合はこちらで確認できませんのでご連絡ください。

●受給者証の再交付

受給者証を紛失または破(汚)損した際は再交付できます。お越しになる方の**身分証明書**と**印鑑**をお持ちになり、**役場福祉保健課**または**各出張所**で申請し、再交付を受けてください。

●受給者証の更新

受給要件に「所得制限」等があることにより、毎年8月に所得審査による更新があるため、有効期限が年齢要件で設定されている方以外は7月31日までとなっています。美郷町では、届出の内容に変更がない限り自動更新することとしておりますので、毎年7月中に新しい期限の受給者証をご自宅に郵送しています。

●所得制限基準表

| 扶養親族の数 | 父または母の所得額 | 扶養義務者の所得額 |
|--------|------------|------------|
| 0人 | 1,940,000円 | 5,148,000円 |
| 1人 | 2,320,000円 | 5,397,000円 |
| 2人 | 2,700,000円 | 5,610,000円 |
| 3人 | 3,080,000円 | 5,823,000円 |
| 4人 | 3,460,000円 | 6,036,000円 |
| 5人 | 3,840,000円 | 6,249,000円 |

※扶養義務者とは世帯で最も収入がある方をいいます。

＊問い合わせ・届出先＊

美郷町役場
福祉保健課医療保険班

TEL:0187-84-4907

〒019-1541

秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

ひとり親家庭の児童 の福祉医療制度

令和3年度
【令和3.8.1～令和4.7.31】



美郷町

●福祉医療とは

福祉医療とは病院や薬局での医療費の自己負担相当額を秋田県と美郷町で負担する制度です。ひとり親家庭の児童のほか、乳幼児および小・中学生、身体障がい者等の方々が対象となります。

●受給要件

平成15年4月2日以降に生まれた次の区分に該当する児童で、保護者及び扶養義務者の所得が基準内の場合、該当となります。

区分75

- ◆母子家庭の児童（死別・離婚・未婚）
 - ◆父の生死が1年以上明らかでない児童
 - ◆父から1年以上遺棄されている児童
 - ◆父が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による命令を受けた児童
 - ◆両親のいない児童
 - ◆父又は両親が下記①～⑪の状態にある児童
 - ◆母子(父子)家庭で母(父)が下記①～⑪の状態にある児童
- ①両眼の視力の和が0.04以下
 - ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上
 - ③両上肢の機能に著しい障害を有している
 - ④両上肢のすべての指が欠けている
 - ⑤両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有している
 - ⑥両下肢の機能に著しい障害を有している
 - ⑦両下肢の足関節以上が欠けている
 - ⑧体幹の機能にすわっていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有している
 - ⑨上記①～⑧のほか、身体の機能に労働することが不能かつ常時介護を必要とする程度の障害を有している
 - ⑩精神に労働することが不能かつ常時監視又は介護を必要とする程度の障害を有している
 - ⑪傷病が治らず、長期にわたる高度の安静と常時監視又は介護を必要とする程度の障害を有し、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6か月を経過している

区分76

- ◆父子家庭の児童（死別・離婚・未婚）
- ◆母の生死が1年以上明らかでない児童
- ◆母から1年以上遺棄されている児童
- ◆母が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による命令を受けた児童
- ◆母が左記①～⑪の状態にある児童

戸籍・住民票上、ひとり親家庭の状態であっても、生活の実態が異なる場合(離婚後も同居を継続したり、内縁の配偶者等との同居など)は、公平性に欠けるため、この制度は適用となりませんのでご注意ください。

●受給資格の始期・終期

始期：受給要件該当月（又は申請月）の初日
ただし、要件により加入健康保険証が変更になる場合は、新しい健康保険証加入日
終期：18歳に達する年度の3月31日まで

●受給者証の有効期限

令和4年7月31日まで

※平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方は18歳に達するため、有効期限が

令和4年3月31日まで となります。



●受給者証が使えない場合があります

福祉医療制度は次の場合使用できませんのでご注意ください。

- 県外の医療機関における受診
- 訪問看護療養の受診
- 県内医療機関で受給者証を提示しなかった場合

●医療機関で自己負担を支払った場合

上記の理由で医療機関に自己負担分を支払ってきた場合は、申請することにより医療費の還付を受けることができます。

＜手続きに必要なもの＞

- 医療機関に支払った際の領収書
- 福祉医療費受給者証
- 受給者の健康保険証
- 申請者（受給者の父又は母）の通帳
- 印かん

●加入している健康保険証が変わったときは届け出が必要です

＜手続きに必要なもの＞

- 変更届出書（※）
- 受給者の健康保険証
- 印かん



「変更届出書」は役場福祉保健課に備えて付けておりますので手続きの際は役場福祉保健課において下さい。